



令和5年6月2日

国土交通省関東地方整備局

相武国道事務所

大雨による通行止めのお知らせ【第1報】

～国道20号 相模湖（さがみこ）区間～

台風2号に伴う降雨により規制雨量（通行規制基準値[※]）に達したため、以下の区間において、通行止め（雨量による通行規制[※]）を実施しました。

通行規制へのご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

《通行規制区間》

■国道20号相模湖区間

相模原市緑区与瀬～相模原市緑区吉野（1.5km）

《規制開始》

令和5年6月2日（金） 22時50分～

※通行規制基準値

通行止めを行う降雨量の基準のことであり、当該区間の基準は連続雨量（降り始めからの降雨量の累計。ただし、降雨の中断（2mm以下/時間）が3時間以上の場合は、原則として中断前の雨量は加算しません。）で150mmと定めています。

※雨量による通行規制

台風などの大雨の際にあらかじめ定めた通行規制基準値に達すると、道路利用者の安全を確保するため通行止めを行う事です。

■道路情報は相武国道事務所のホームページ、ツイッターでも確認できます。

<発表記者クラブ>

竹芝記者クラブ、神奈川建設記者会、神奈川県政記者クラブ、八王子記者クラブ、相模原記者クラブ

<問い合わせ先>

関東地方整備局 相武国道事務所

電話：042-643-2001（代表） FAX：042-643-2320

副所長 町田 悦幸（まちだ よしゆき）（内線：205）

交通対策課 課長 大森 隆（おおもり たかし）（内線：471）

国道20号(東京都内・神奈川県内)の通行規制区間



〈基準値〉連続雨量とは…

降り始めからの降雨量の累計。ただし、降雨の中断(2mm以下/時間)が3時間以上の場合は、原則として中断前の雨量は加算しません。